

ご遺族のための
手続きガイド

熊本市
Kumamoto City



ご遺族の皆さまへ

このたびのご親族さまのご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。

身近な人が亡くなられた後の手続きについては、亡くなられた方によって必要な手続きが異なり、中には複雑なものも含まれ、ご不安をお持ちのご遺族さまもおられることと存じます。

この「ご遺族のための手続きガイド」では、区役所での手続きをはじめ、市役所及び市役所以外での主な手続きも併せてご案内しております。

当手続きガイドをご利用いただくことで、皆様のご負担を少しでも和らげることができましたら幸いです。

熊本市

お知らせ

- この手続きガイドでは、死亡届提出後に必要となる手続きを記載しております。
- お亡くなりになられた方の状況によっては、この手続きガイドに記載のない手続きが必要となる場合があります。
- 熊本市では「ホームページや手続きガイドを見ても手続きの方法がよくわからない」、「手続きに不安がある」というご遺族向けに、各区役所区民課にて「ご遺族サポートサービス」の運用を開始しました。詳しくは2ページ「ご遺族サポートサービスのご案内」をご確認ください。
- ウェブやスマホで、簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認できる案内サービス「熊本市くらしの手続きガイド」を導入しております。ぜひご利用ください。

熊本市くらしの手続きガイド

URL ▶ <https://ttzk.graffer.jp/city-kumamoto>

熊本市 手続きガイド

検索



もくじ

■ご遺族サポートサービスのご案内	p.2
■死亡届の提出、火葬について	p.3
■死亡届提出後の証明書発行について	p.4
■手続きにあたりお持ちいただくもの	p.5
■区役所での手続きチェックリスト	p.7
■区役所での手続き概要	p.10
■市役所での主な手続き一覧	p.27
■区役所・市役所以外での主な手続き一覧	p.29
■庁舎等施設案内及び問い合わせ先	p.31
■委任状に関するご案内	p.41

ご遺族サポートサービスのご案内

熊本市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「ご遺族サポートサービス」を設置しています。

ご利用には、事前に電話予約が必要です。

できること

●書類の記入が省略できます

事前予約することで、亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ申請者に印字するため、書類の記載を省略できます。

●専門ブースで安心して相談できます

予約方法について

届出書類の作成サポートのご利用は**予約制**です。

※ご予約は各区役所において、ご希望の日の3日前までをお願いします。

※ご遺族サポートサービスをご利用されず直接担当窓口で手続きいただくことも可能です。

また、総合出張所でも、これまでどおりお手続きいただけます。

●電話予約

中央区役所 1階区民課 ☎096-328-2251

東区役所 1階区民課 ☎096-367-9133

西区役所 1階区民課 ☎096-329-1199

南区役所 1階区民課 ☎096-357-4122

北区役所 1階区民課 ☎096-272-6922

窓口利用は予約制です

（ご予約受付期間：午前9時～午後4時（土日祝日、年末年始を除く）

窓口利用時間は4つの時間枠からお選びください。

①午前9時 ②午前9時45分 ③午前10時30分 ④午前11時15分

死亡届の提出、火葬について

死亡届は**届出の義務があります**。亡くなられたことを知った日から**原則 7 日以内**に**届出資格のある方から提出**していただきます。窓口への提出は代理の方でも可能であり、火葬の手続きと併せて葬儀会社の方が持参されることが多いです。

死亡届を提出いただきますと、行政機関での各証明書の発行が可能となります。

詳しくは**以下に記載**しますのでご確認ください。

死亡届提出後の証明書発行について

ここでは、死亡届提出後に亡くなられた方の証明書が発行できるようになるまでの目安と、証明書の取得方法を記載いたします。相続手続きのほか、年金や保険など様々な申請で亡くなられたことを証明する書類が必要になります。

証明書発行までの目安

死亡届を提出した場所によって、戸籍や住民票が発行できるようになる日数が異なります。

戸籍事項証明書

死亡届を本籍地の区役所に提出

届出いただいた内容が戸籍に記載されるまでに**約 1 週間から 10 日**かかります。

(年末年始の休暇とゴールデンウィーク等の連休前後の場合は日数が異なります。)

死亡届を**本籍地以外**の市区町村に提出

届出いただいた内容が戸籍に記載されるまでに**相当の日数**かかります。

詳しくは本籍地の市区町村にお問い合わせください。

住民票の写し ※亡くなられた方の住所地が熊本市の場合をご案内します。

死亡届を熊本市内の区役所に提出

届出いただいた日の翌開庁日から**2 日目以降**にご請求いただくことができます。

死亡届を**熊本市外**の市区町村に提出

届出いただいた内容が住民票に記載されるまでに**日数**かかります。

詳しくは住所地の市区町村にお問い合わせください。

お問い合わせ先【各区役所区民課】

中央区 ☎096-328-2240

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

東 区 ☎096-367-9124

西 区 ☎096-329-8503

南 区 ☎096-357-4126

北 区 ☎096-272-6900

証明書の取得方法

戸籍事項証明書

請求先	各区役所・各総合出張所 ※熊本市外の他の市区町村の戸籍事項証明書も請求可能です。 (広域交付)
請求できる人	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の配偶者 ・同じ戸籍に名前がある方 ・直系血族（祖父母・父母・子・孫 等）の方 ※兄弟等、上記に含まれない方が請求する場合は、区民課までお問い合わせください。
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口に来られる方の本人確認書類 ※本人確認には、公的機関が発行した顔写真付の証明書、許可証（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）が必要です。お持ちでない方は、健康保険証、年金手帳などが複数必要です。 ※広域交付の場合は、公的機関が発行した顔写真付の証明書許可証が必ず必要です。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍全部 / 個人事項証明書 1通 450円 ・除籍全部 / 個人事項証明書、除籍謄 / 抄本、改製原戸籍謄 / 抄本 1通 750円 ※戸籍は婚姻や縁組などの届出、また法律による改製等で新しく編製され、複数存在します。 どういった内容の戸籍が必要か、提出先にご確認ください。 例) 出生から死亡までの一連の戸籍、死亡の記載のある戸籍など ※広域交付では個人事項証明や抄本は発行できません。

住民票の写し（除票）

請求先	各区役所・各総合出張所
請求できる人	亡くなられた後の手続きを行うにあたって、提出先から求められた方
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口に来られる方の本人確認書類 ※本人確認書類は、上記「戸籍事項証明書」の場合と同じです。
手数料	1通 400円 ※事前に区民課までお問い合わせください。

手続きにあたりお持ちいただくもの

窓口にお越しの際には、**必要となる手続きを確認いただき、下記の持ち物のうち該当するもの**をお持ちください。手続きガイド（この冊子です）もお持ちください。
（紛失等により該当する証書等が無い場合は、窓口でお申し出ください）

●亡くなられた方の持ち物 用意できたものへ、チェック☑を入れてください。

- マイナンバーカード
 - パスポート（有効期限が残っているもの。）
 - 死亡した事実が確認できる書類（戸籍謄本、死亡診断書の写し等）
-
- 国民健康保険被保険者証又は資格確認書（R6.12.2以降）
※世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は国民健康保険加入者全員の被保険者証又は資格確認書
 - 後期高齢者医療被保険者証又は資格確認書（R6.12.2以降）
 - 限度額適用認定証（国民健康保険・後期高齢者医療）
 - 限度額適用・標準負担額減額認定証（国民健康保険・後期高齢者医療）
 - 特定疾病療養受療証（国民健康保険・後期高齢者医療）
 - あんま・はり・きゅう施設利用者証（国民健康保険・後期高齢者医療）
 - 医療機関の発行する領収書
-
- 国民年金証書
 - 住民票の除票（本籍・続柄記載のもの）
※年金請求については、申請書類にマイナンバーを記入いただくことで、住民票については添付を省略できる場合がありますので、事前に国保年金窓口までお問い合わせください。
 - 年金手帳（基礎年金番号通知書）
 - 死亡診断書の写し
-
- 介護保険被保険者証
 - 介護保険負担限度額認定証
 - 介護保険負担割合証
-
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
 - 自立支援医療受給者証（更生医療）（精神通院）
 - 指定難病医療受給者証
 - 重度心身障がい者（児）医療費受給資格者証
 - 高額療養費支給決定通知書（熊本市国民健康保険加入者は不要）
 - 障がい者福祉タクシー利用券、障がい者燃料費助成券
 - 障害福祉サービス受給者証
-
- ナンバープレート（廃車の場合）
-
- こども医療費受給資格者証（ひまわりカード）
 - ひとり親家庭等医療費受給資格者証
 - 小児慢性特定疾病医療受給者証
 - 自立支援医療受給者証（育成医療）
 - 児童扶養手当証書

来庁される方（ご遺族・ご親族等）の持ち物

●本人確認書類について 用意できたものへ、チェック☑を入れてください。

- 来庁される方の本人確認書類
- 請求される方の本人確認書類
※公的機関が発行した顔写真付の身分証明書は1点（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）
または、顔写真がないものは2点（健康保険証・年金手帳など）
- 認印（喪主・相続人代表・届出人）
- 実印（連帯借受人、連帯保証人、債務承認者）
- 委任状（P.41に見本がございますのでコピーしてお使いください）
※委任状が必要な場合があります。死亡に伴う手続きは、法令等で手続きできる親族の範囲が異なります。
（年金事務所での手続きを代理の方が行う場合は年金専用の委任状が必要です）

- 戸籍謄本・抄本または戸籍一部事項証明書（亡くなられた方と請求者との関係がわかるもの）
- 請求者の世帯全員の住民票（本籍・続柄記載のもの）
- 生計同一関係に関する申立書（別住所の場合）
※様式は各市区民課・各総合出張所にあります。
- 請求者の所得証明書

- 預貯金通帳（相続人代表・喪主・請求者名義）
※国民健康保険（後期高齢者医療）に加入していた場合は、葬祭を行った方の預貯金通帳と喪主であることが確認できる書類（葬儀の領収書、会葬礼状等）が必要です。
- 新たな引落口座の預貯金通帳（亡くなられた方名義の預貯金通帳から各種口座引落しがされて別口座に変更する場合に必要です）

来庁される方の続柄によっては手続き出来ないものもございますので、あらかじめご了承ください。

火葬をするには

火葬場は、2か所あります。このうち、熊本市斎場には通夜・告別式に利用できる式場を併設しています。

火葬には、死亡届（3ページ参照）の際に発行された死体火葬許可証が必要となります。火葬時間などは、それぞれの連絡先にお問い合わせください。

名 称	所 在 地
熊本市斎場（15 炉）	東区戸島町 796 ☎ 380-3350
熊本市植木火葬場（1 炉）	北区植木町滴水 628-1 ☎ 272-6900（北区役所区民課）

区役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら“済”の欄にチェック☑をしましょう。

区分	亡くなった方の状況等	済	主な手続き	受付窓口	参照ページ
住民関係	3人以上の世帯で世帯主であった。 新しく世帯主になった方をお知らせする通知が市から届いたが、世帯主を変更したい。	<input type="checkbox"/>	世帯主変更の届出	各区区民課 各総合出張所	P.10
	パスポートを持っていた。	<input type="checkbox"/>	パスポートの返納	中央区パスポートセンター、 東、西、南、北区区民課	
	・マイナンバーカードまたは通知カード ・印鑑登録証 ・住民基本台帳カードを持っていた。		手続き及びカード返却の必要はありません。 ※マイナンバーカードまたは通知カードは、相続手続き等に必要な場合があるため、手続き終了後にハサミを入れて破棄してください。 ※印鑑登録証、住民基本台帳カードはハサミを入れて破棄してください。		
	お住まいの所で、し尿くみ取りをされていた。	<input type="checkbox"/>	し尿くみ取りの異動届出	各区区民課 各総合出張所	P.10
保険	国民健康保険に加入していた。	<input type="checkbox"/>	・被保険者証等の返還・脱退届出 ・記載事項の変更届出 ・葬祭費の支給申請 ・高額療養費の払い戻し申請	各区区民課 各総合出張所	P.11 } P.12
	後期高齢者医療保険に加入していた。	<input type="checkbox"/>	・被保険者証等の返還 ・葬祭費の支給申請 ・高額療養費の払い戻し申請 ・送付先の変更	各区区民課 各総合出張所	P.12 } P.13
年金	国民年金のみを受給していた。	<input type="checkbox"/>	・未支給年金の請求 ・遺族基礎年金の請求	各区区民課 各総合出張所	P.14
	国民年金に加入していた。(未受給)	<input type="checkbox"/>	・遺族基礎年金の請求 ・寡婦年金の請求 ・死亡一時金の請求	熊本西 年金事務所 ☎ 096-353-0142	P.14 } P.15
	その他の年金を受給していた。 加入していた。(未受給) ※加入していた年金制度の窓口へ お問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	厚生年金【年金事務所】での手続き ・未支給年金の請求 ・遺族基礎年金の請求 など 熊本西年金事務所 ☎ 096-353-0142 熊本東年金事務所 ☎ 096-367-2503 共済年金：加入していた共済組合 恩給：総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400		
介護保険	65歳以上、または要支援・要介護の認定を受けていた。	<input type="checkbox"/>	・被保険者証等の返還 ・高額介護サービス費等の未支給分の申立 ・送付先の変更	各区福祉課 各総合出張所	P.16 } P.17

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら“済”の欄にチェック をしましょう。

区分	亡くなった方の状況等	済	主な手続き	受付窓口	参照ページ
高齢	認知症高齢者等見守り SOS ネットワーク事業の登録をしていた。	<input type="checkbox"/>	・認知症高齢者等事前登録廃止届出	各区福祉課	P.17
高齢・障がい	おでかけ IC カードを持っていた。	<input type="checkbox"/>	おでかけ IC カードの解約手続き ・各交通事業者の窓口（熊本市交通局を除く）		P.30
障がい	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていた。	<input type="checkbox"/>	各種手帳、 受給者証等の返還	各区福祉課 各総合出張所	P.17
	自立支援医療(更生医療・精神通院)受給者証を持っていた。	<input type="checkbox"/>			
	指定難病医療受給者証を持っていた。	<input type="checkbox"/>			
	重度心身障がい者(児)医療費助成の受給資格者証を持っていた。	<input type="checkbox"/>	重度心身障がい者(児)医療費助成の手続き ・受給資格者証の返還 ・受給者にかかる医療費の申請	各区福祉課 各総合出張所	P.18
	障がい児福祉手当を受給していた。	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当、 特別障害者手当、 経過的福祉手当の手続き ・死亡届の提出 ・未支給金の請求	各区福祉課 各総合出張所	
	特別障がい者手当を受給していた。	<input type="checkbox"/>			
	経過的福祉手当を受給していた。	<input type="checkbox"/>			
	特別児童扶養手当を受給していた、または支給対象児童であった。	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当の手続き ・受給者変更等の手続き ・未支払手当の請求 ・手当額改定の手続き ・額改定届	各区福祉課 各総合出張所	P.19
障がい者福祉タクシー利用券または燃料費助成券を持っていた。	<input type="checkbox"/>	障がい者福祉タクシー利用券または燃料費助成券の返還 ・福祉タクシー利用券の返還 ・燃料費助成券の返還	各区福祉課 各総合出張所	P.20	
障害福祉サービスの支給決定を受けていた。	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス利用辞退の手続き	各区福祉課		
税金	軽自動車(※)を所有していた。 ※ 125cc 以下の原付、50cc 以下のミニカー、小型特殊自動車	<input type="checkbox"/>	軽自動車の廃車・名義変更	市民税課 東・西・南・北 税務室 各総合出張所	P.21
	市県民税の納税義務者であった。	<input type="checkbox"/>	相続人代表者指定の届出	市民税課 東・西・南・北 税務室	
	固定資産税の納税義務者であった。	<input type="checkbox"/>	固定資産の現所有者の申告	固定資産税課 東・西・南・北 税務室	

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら“済”の欄にチェック☑をしましょう。

区分	亡くなった方の状況等	該当	主な手続き	受付窓口	参照ページ
税金	税金を口座振替で納付していた。	<input type="checkbox"/>	口座振替の変更・廃止	納税課 東・西・南・北 税務室	P.22
子ども	児童手当の受給者、または支給対象児童であった。	<input type="checkbox"/>	児童手当の手続き ・受給者変更 ・受給者死亡届兼未支払手当請求 ・受給事由消滅 ・額改定	各区保健子ども課 各総合出張所	P.22
	子ども医療費助成(ひまわりカード)の受給者、または対象児童であった。	<input type="checkbox"/>	子ども医療費助成(ひまわりカード)の手続き ・受給資格者変更 ・受給資格者証の返還	各区保健子ども課 各総合出張所	P.23
	ひとり親家庭等医療費助成の受給者、または対象児童であった。	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費助成の手続き ・受給資格の喪失 ・受給資格者証の返還	各区保健子ども課 各総合出張所	P.23
	児童扶養手当の受給者、または支給対象児童であった。	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当の手続き ・受給者死亡届兼未支払手当等請求 ・受給資格の喪失 ・額改定	各区保健子ども課 各総合出張所	P.24
	母子父子寡婦福祉資金貸付金制度を利用していた。	<input type="checkbox"/>	母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する手続き ・母子父子寡婦福祉資金貸付金の継続申請 ・債務承認書の提出	各区保健子ども課 母子父子相談室	P.24
	小児慢性特定疾病医療費の受給者(対象児童)、または保護者(申請者)であった。	<input type="checkbox"/>	小児慢性特定疾病医療費の手続き ・受給者証返還届 ・受給者証の返還 ・記載事項変更届	各区保健子ども課	P.25
	自立支援医療費(育成医療)の受給者(対象児童)、または保護者(申請者)であった。	<input type="checkbox"/>	自立支援医療費(育成医療)の手続き ・自立支援医療受給者証(育成医療)返還届 ・受給者証の返還 ・記載事項変更届	各区保健子ども課	P.25
保育園等に入所している児童またはその保護者及び世帯員であった。	<input type="checkbox"/>	保育園等の手続き ・退園手続き ・保護者(算定対象者)の変更手続き ・保育料引落とし口座名義人変更手続き	各区保健子ども課 または 保育所等	P.26	

区役所での手続き概要

▶ 住民関係の手続き

世帯主変更の届出

世帯員が3人以上いる世帯で世帯主の方が亡くなられた場合、新しく世帯主になられた方をお知らせする通知が市から届きますが、世帯主を変更したいときは、世帯主変更の届出が必要になります。

手続き・持ち物

- 窓口で手続きする方の本人確認書類
 - 委任状（別世帯の任意代理人からの届出の場合）
- ※成年後見人等が届出人となる場合は、その資格を証明する登記事項証明書等

受付窓口

- 各区区民課（住民異動窓口）
 - 各総合出張所（住民異動窓口）
- お問い合わせ先 /P.31 ~ 39 参照

手続きをする人

- 同一世帯の方
- 代理人※委任状が必要

パスポートの返納

亡くなられた方が、有効なパスポートをお持ちであった場合、返納が必要になります。

手続き・持ち物

- パスポート（有効期限が残っているもの）
- 死亡した事実が確認できる書類（死亡診断書の写し、戸籍謄本等）
- 窓口で手続きする方の本人確認書類

受付窓口

- 中央区パスポートセンター
 - 東、西、南、北区区民課
- お問い合わせ先 /P.31 ~ 38 参照

手続きをする人

亡くなられた方の親族等

期 限

遅滞なく

し尿くみ取りの異動届出

お住まいの所で、くみ取り式トイレを使用されている場合、くみ取りの停止や名義変更等の手続きが必要になります。

手続き・持ち物

- 特になし

受付窓口

- 各区区民課（住民異動窓口）
 - 各総合出張所（住民異動窓口）
- お問い合わせ先 /P.31 ~ 39 参照

手続きをする人

亡くなられた方の親族等

期 限

速やかに

▶ 国民健康保険の手続き

被保険者証等の返還・脱退届出

亡くなられた方が国民健康保険の被保険者であった場合、下記の証の返還等の手続きが必要です。

手続き・持ち物

- 亡くなられた方の被保険者証又は資格確認書
- 限度額適用認定証（お持ちの場合）
- 限度額・標準負担額減額認定証（お持ちの場合）
- 特定疾病療養受療証（お持ちの場合）
- あんま・はり・きゅう施設利用者証（お持ちの方）
- 窓口で手続きする方の本人確認書類

手続きをする人

亡くなられた方の相続人等

受付窓口

- 各区区民課（国保年金窓口）
 - 各総合出張所（国保年金窓口）
- お問い合わせ先 /P.31 ~ 39 参照

期 限

亡くなられた日から 14 日以内

記載事項（世帯主欄）の変更届出

世帯主の方が亡くなられ、世帯員に国民健康保険の被保険者がいる場合、下記の証の世帯主欄の記載変更が必要です。

手続き・持ち物

- 世帯全員分の被保険者証又は資格確認書
- 限度額適用認定証（お持ちの場合）
- 限度額・標準負担額減額認定証（お持ちの場合）
- 窓口で手続きする方の本人確認書類

手続きをする人

亡くなられた方の親族・後見人等

受付窓口

- 各区区民課（国保年金窓口）
 - 各総合出張所（国保年金窓口）
- お問い合わせ先 /P.31 ~ 39 参照

期 限

亡くなられた日から 14 日以内

葬祭費の支給申請（国保）

熊本市国民健康保険に加入されている方が死亡した場合、「葬祭執行者」の方の申請により、葬祭費として 2 万円を支給します。

手続き・持ち物

- 亡くなられた方の被保険者証又は資格確認書
（返却済みの場合は不要）
- 葬祭執行者（喪主）の預貯金通帳等
- 葬祭を行った方及び葬祭を行ったことが確認できるもの
（会葬礼状、葬儀代の領収書または請求書など）

手続きをする人

葬祭執行者（喪主）等

受付窓口

- 各区区民課（国保年金窓口）
 - 各総合出張所（国保年金窓口）
- お問い合わせ先 /P.31 ~ 39 参照

期 限

葬祭を行った日の翌日から 2 年以内

高額療養費の払戻し申請（国保）

亡くなられた方が国民健康保険の被保険者であった場合、1か月の医療費の一部負担金が高額療養費自己負担限度額を超えた分が相続人の申請により支給されます。

手続き・持ち物

- 亡くなられた方の被保険者証又は資格確認書
(返却済みの場合は不要)
- 窓口で手続きする方の本人確認書類
- 相続代表人ほかの預金通帳等
- 医療機関の領収書
- 被保険者と相続人の続柄がわかるもの（戸籍謄本等）

※同一世帯の場合、添付書類不要の場合あり

受付窓口

- 各区区民課（国保年金窓口）
 - 各総合出張所（国保年金窓口）
- お問い合わせ先 / P.31 ~ 39 参照

期 限

診療年月の翌月 1 日から 2 年以内

手続きをする人

亡くなられた方の相続人等

▶ 後期高齢者医療保険の手続き

後期高齢者医療被保険者証等の返還

亡くなられた方が後期高齢者医療の被保険者であった場合、下記の証の返還が必要です。

手続き・持ち物

- 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証又は資格確認書
- 限度額適用認定証（お持ちの場合）
- 限度額・標準負担額減額認定証（お持ちの場合）
- 特定疾病療養受療証（お持ちの場合）
- あんま・はり・きゅう施設利用者証（お持ちの方）

手続きをする人

亡くなられた方の相続人等

受付窓口

- 各区区民課（国保年金窓口）
 - 各総合出張所（国保年金窓口）
- お問い合わせ先 / P.31 ~ 39 参照

期 限

亡くなられた日から 14 日以内

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

葬祭費の支給申請（後期高齢者）

後期高齢者医療保険の被保険者であった方が死亡した場合、「葬祭執行者」の方の申請により、葬祭費として2万円を支給します。

手続き・持ち物

- 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証又は資格確認書（返却済みの場合は不要）
- 葬祭執行者の預貯金通帳等
- 葬祭を行った方及び葬祭を行ったことが確認できるもの（会葬礼状、葬儀代の領収書または請求書など）

手続きをする人

葬祭執行者（喪主）等

受付窓口

- 各区区民課（国保年金窓口）
 - 各総合出張所（国保年金窓口）
- お問い合わせ先 / P.31 ~ 39 参照

期 限

葬祭を行った日の翌日から2年以内

高額療養費の払戻し申請（後期高齢者）

亡くなられた方が後期高齢者医療保険の被保険者であった場合、1か月の医療費の一部負担金が高額療養費自己負担限度額を超えた分が相続人の申請により支給されます。

手続き・持ち物

- 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証又は資格確認書（返却済みの場合は不要）
 - 窓口で手続きする方の本人確認書類
 - 相続代表人の預金通帳等
 - 被保険者と相続人の続柄がわかるもの（戸籍謄本等）
- ※同一世帯の場合、添付書類不要の場合あり

手続きをする人

亡くなられた方の相続人等

受付窓口

- 各区区民課（国保年金窓口）
 - 各総合出張所（国保年金窓口）
- お問い合わせ先 / P.31 ~ 39 参照

期 限

診療年月の翌月1日から2年以内

後期高齢者医療保険にかかる郵便物の送付先の変更

後期高齢者医療保険にかかる書類を指定の送付先に郵送したい場合には手続きが必要です。

手続き・持ち物

- 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証又は資格確認書（返却済みの場合は不要）
- 窓口で手続きする方の本人確認書類

手続きをする人

- 亡くなられた方の親族等
- 送付先関係者

受付窓口

- 各区区民課（国保年金窓口）
 - 各総合出張所（国保年金窓口）
- お問い合わせ先 / P.31 ~ 39 参照

期 限

速やかに

▶ 国民年金の手続き

未支給年金の請求

国民年金の老齢・通算老齢年金、障害・遺族・寡婦・老齢福祉年金を受給している方が死亡したとき、その遺族の請求により支給されます。

未支給年金を受けることができる遺族の範囲は、死亡時に生計を同じくしていた、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他の3親等以内の親族の順で優先して受け取れます。

手続き・持ち物

- 亡くなられた方の年金証書
- 亡くなられた方の住民票の除票（本籍・続柄記載のもの）
または、死亡診断書（写し可）
- 戸籍謄本・抄本または戸籍一部事項証明書
（亡くなられた方と請求者の関係が分かるもの）
- 請求者の世帯全員の住民票（本籍・続柄記載のもの）
- 生計同一関係に関する申立書（別住所の場合）
- 預金通帳（請求者名義）
- 窓口で手続きする方の本人確認書類

※申請書類にマイナンバーを記入いただくことで、住民票については添付を省略できる場合がありますので、事前に国保年金窓口にお問い合わせください。

※請求される方の状況によって必要な書類が異なる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

受付窓口

- 各区区民課（国保年金窓口）
 - 各総合出張所（国保年金窓口）
- お問い合わせ先 / P.31 ~ 39 参照

期 限

亡くなられた方の年金支払日の翌月の初日から5年以内

遺族基礎年金の請求

国民年金加入中または老齢基礎年金の受給資格を満たした方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた「子を持つ配偶者」又は「子」が、請求により受け取ることができます。

※ここでいう子とは、18歳到達年度の末日までか、国民年金障害等級1級または2級（障害者手帳の等級ではない）に該当する20歳未満の方をいいます。

手続き・持ち物

- 亡くなられた方の年金証書または年金手帳
（基礎年金番号通知書）
- 戸籍謄本
（亡くなられた方と請求者の関係が分かるもの）
- 亡くなられた方の住民票の除票
（本籍・続柄記載のもの）
- 死亡診断書（写し可）
- 請求者の世帯全員の住民票（本籍・続柄記載のもの）
- 請求者の所得証明書
- 預金通帳（請求者名義）
- 生計同一関係に関する申立書（別住所の場合）
- 窓口で手続きする方の本人確認書類

※申請書類にマイナンバーを記入いただくことで、住民票及び所得証明書については添付を省略できる場合がありますので、事前に国保年金窓口にお問い合わせください。

※請求される方の状況によって必要な書類が異なる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

受付窓口

- 各区区民課（国保年金窓口）
 - 各総合出張所（国保年金窓口）
- お問い合わせ先 / P.31 ~ 39 参照

期 限

亡くなられた日の翌日から5年以内

寡婦年金の請求

第1号被保険者期間のみで国民年金保険料を（免除期間を含め）10年以上納めた夫が、年金を受けずに死亡した場合、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻の請求により60歳から65歳まで支給されます。

手続き・持ち物

- 亡くなられた方の年金証書または年金手帳
（基礎年金番号通知書）
- 戸籍謄本
（亡くなられた方と請求者の関係が分かるもの）
- 亡くなられた方の住民票の除票
（本籍・続柄記載のもの）
- 死亡診断書（写し可）
- 請求者の世帯全員の住民票（本籍・続柄記載のもの）
- 請求者の所得証明書
- 預金通帳（請求者名義）
- 生計同一関係に関する申立書（別住所の場合）
- 窓口で手続きする方の本人確認書類

※申請書類にマイナンバーを記入いただくことで、住民票及び所得証明書については添付を省略できる場合がありますので、事前に国保年金窓口にお問い合わせください。
※請求される方の状況によって必要な書類が異なる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

受付窓口

- 各区区民課（国保年金窓口）
 - 各総合出張所（国保年金窓口）
- お問い合わせ先 / P.31 ~ 39 参照

期 限

亡くなられた日の翌日から5年以内

死亡一時金の請求

第1号被保険者として国民年金保険料を3年以上納めた人が、老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられないとき、請求により支給されます。死亡一時金を受けることができる遺族の範囲は、死亡時に生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順で優先して受け取れます。

手続き・持ち物

- 亡くなられた方の年金手帳（基礎年金番号通知書）
- 亡くなられた方の住民票の除票（本籍・続柄記載のもの）
または、死亡診断書（写し可）
- 請求者の戸籍謄本・抄本または戸籍一部事項証明
（亡くなられた方と請求者の続柄が確認できるもの）
- 請求者の世帯全員の住民票（本籍・続柄記載のもの）
- 預金通帳（請求者名義）
- 生計同一関係に関する申立書（別住所の場合）
- 窓口で手続きする方の本人確認書類

※申請書類にマイナンバーを記入いただくことで、住民票については添付を省略できる場合がありますので、事前に国保年金窓口にお問い合わせください。
※請求される方の状況によって必要な書類が異なる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

受付窓口

- 各区区民課（国保年金窓口）
 - 各総合出張所（国保年金窓口）
- お問い合わせ先 / P.31 ~ 39 参照

期 限

亡くなられた日の翌日から2年以内

▶ 介護保険の手続き

介護保険被保険者証等の返還

亡くなられた方が 65 歳以上の方、または要支援・要介護の認定を受けていた場合、下記の証書の返還が必要です。

手続き・持ち物

- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担限度額認定証（お持ちの場合）
- 介護保険負担割合証（お持ちの場合）

手続きをする人

亡くなられた方の親族等

受付窓口

- 各区福祉課（高齢福祉窓口）
 - 各総合出張所（福祉窓口）
- お問い合わせ先 /P.31 ~ 39 参照

期 限

速やかに

高額介護サービス費等の未支給分の申立

亡くなられた方が、高額介護サービス費または、高額医療合算介護サービス費の支給対象の場合、相続人の方の申し立てにより請求が可能です。

手続き・持ち物

- 高額介護サービス費の未支給分の請求
 - 相続人の振込先口座通帳
 - ※同一世帯でない場合には、続柄の確認できる書類（戸籍謄本等）
- 高額医療合算介護サービス費の未支給分の請求
 - 相続人の振込先口座通帳
 - ※同一世帯でない場合には、続柄の確認できる書類（戸籍謄本等）

手続きをする人

相続人

受付窓口

- 各区福祉課（高齢福祉窓口）
- お問い合わせ先 /P.31 ~ 38 参照

期 限

サービス提供の日の翌月から 2 年以内

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

介護保険にかかる郵便物の送付先の変更

介護保険にかかる書類を指定の送付先に郵送したい場合には手続きが必要です。

手続き・持ち物

- 介護保険被保険者証
- 窓口で手続きする方の本人確認書類
- ※同一世帯でない場合には、続柄の確認できる書類
(戸籍謄本等)

手続きをする人

相続人

受付窓口

- 各区福祉課（高齢福祉窓口）
 - 各総合出張所（福祉窓口）
- お問い合わせ先 /P.31 ~ 39 参照

期 限

速やかに

▶ 高齢福祉の手続き

認知症高齢者等事前登録廃止届出

亡くなられた方が認知症高齢者等見守り SOS ネットワーク事業の登録をされている場合には、廃止の手続きが必要です。

手続き・持ち物

- 窓口で手続きする方の本人確認書類

手続きをする人

- 亡くなられた方の配偶者、直系血族、同居の親族、成年後見人
- 亡くなられた方がお住まいだった圏域の地域包括支援センター職員

受付窓口

- 各区福祉課（高齢福祉窓口）
- お問い合わせ先 /P.31 ~ 38 参照

期 限

速やかに

▶ 障がい福祉の手続き

各種手帳、受給者証等の返還

亡くなられた方が下記の手帳及び受給者証を所持していた場合、返還が必要です。

手続き・持ち物

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 自立支援医療受給者証
- 指定難病医療受給者証
- 窓口で手続きする方の本人確認書類

手続きをする人

亡くなられた方の配偶者または扶養義務者等

受付窓口

- 各区福祉課（障がい福祉窓口）
 - 各総合出張所（福祉窓口）
- お問い合わせ先 /P.31 ~ 39 参照

期 限

速やかに

重度心身障がい者（児）医療費助成の手続き

亡くなられた方が重度心身障がい者（児）医療費助成を受給していた場合、下記の手続きが必要です。

手続き・持ち物

- 資格喪失届及び受給資格者証の返還
 - 重度心身障がい者（児）医療費受給資格者証
 - 窓口で手続きする方の本人確認書類
- 医療費の申請
 - 医療機関の発行する領収書
(後期高齢者医療保険加入者は不要)
 - 高額療養費支給決定通知書
(該当者のみ、熊本市国民健康保険加入者は不要)
 - 亡くなられた方と同一世帯の配偶者及び扶養義務者等の普通預金通帳（振込先確認）
 - 窓口で手続きする方の本人確認書類
※同一世帯でない場合には、続柄の確認できる書類（戸籍謄本等）

受付窓口

- 各区福祉課（障がい福祉窓口）
 - 各総合出張所（福祉窓口）
- お問い合わせ先 / P.31 ~ 39 参照

期 限

速やかに
※医療費の請求は診療月の翌月から1年以内

手続きをする人

亡くなられた方と同一世帯の配偶者及び扶養義務者等

障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当の手続き

亡くなられた方が障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当の受給者の場合、下記の手続きが必要です。

手続き・持ち物

- (各手当に関する) 死亡届の提出
 - 窓口で手続きする方の本人確認書類
※証書等はないため持参物は特にありません。
受付窓口で様式に記入いただきます。
- 未支給金請求の手続き（生計同一の場合のみ）
 - 未支給金請求者の普通預金通帳（振込先確認）
 - 窓口で手続きする方の本人確認書類
※未支給金支給対象者が受給者と同一住所で別世帯等の場合には、続柄の確認できる書類（戸籍謄本等）

受付窓口

- 各区福祉課（障がい福祉窓口）
 - 各総合出張所（福祉窓口）
- お問い合わせ先 / P.31 ~ 39 参照

期 限

亡くなられた日から14日以内

手続きをする人

亡くなられた方の配偶者または生計同一の扶養義務者等

障がい者福祉タクシー利用券又は燃料費助成券の返還

亡くなられた方が障がい者福祉タクシー利用券または燃料費助成券の所持者の場合、下記の手続き等が必要です。

手続き・持ち物

- 障がい者福祉タクシー利用券の返還
 - 障がい者福祉タクシー利用券（未使用分）
 - 窓口で手続きする方の本人確認書類
 - 障がい者燃料費助成券の返還
 - 障がい者燃料費助成券（未使用分）
 - 窓口で手続きする方の本人確認書類
- ※共に全て使用済の場合や紛失した場合は返還不能届をご提出いただきます。

受付窓口

- 各区福祉課（障がい福祉窓口）
 - 各総合出張所（福祉窓口）
- お問い合わせ先 / P.31 ~ 39 参照

期 限

速やかに

手続きをする人

亡くなられた方の親族等

障害福祉サービス利用辞退の手続き

亡くなられた方が障害福祉サービスの利用決定を受けていた場合、下記の手続きが必要です。

※住所が熊本市にある場合は、この手続きの必要はありません。

手続き・持ち物

- 障害福祉サービス利用辞退の手続き
 - 障害福祉サービス受給者証
 - 窓口で手続きする方の本人確認書類
- ※亡くなられた方が利用決定前の場合には申請取下げ書をご提出いただきます。

受付窓口

- 各区福祉課（障がい福祉窓口）
- お問い合わせ先 / P.31 ~ 38 参照

期 限

速やかに

手続きをする人

亡くなられた方の親族等

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

▶ 税金の手続き

軽自動車の廃車・名義変更

亡くなられた方が軽自動車（※）を所有していた場合、廃車または名義変更の手続きが必要です。※ 125cc以下の原付、50cc以下のミニカー、小型特殊自動車

手続き・持ち物

- 軽自動車の名義変更手続き、または廃車手続き
 - 窓口で手続きする方の本人確認書類
※委任状は不要です。
 - ナンバープレート（廃車の場合）
 - 相続人であることが確認できる書類

受付窓口

- 市民税課
 - 東・西・南・北税務室
 - 各総合出張所
- お問い合わせ先 /P.31 ~ 39 参照

手続きをする人

相続人等

期 限

速やかに

相続人代表者指定の届出（市民税）

亡くなられた方に納めていただく市民税がある場合、相続人代表者の指定の届出が必要です。

手続き・持ち物

- 市民税の相続人代表者の指定手続き
 - 窓口で手続きする方の本人確認書類
 - 相続人であることが確認できる書類
※相続人代表者指定届は郵送でも対応しています。

受付窓口

- 市民税課
 - 東・西・南・北税務室
- お問い合わせ先 /P.31 ~ 38 参照

手続きをする人

相続人等

期 限

速やかに

固定資産の現所有者の申告（固定資産税）

亡くなられた方が固定資産を所有していた場合、現所有者（※）であることの申告が必要です。

※単に固定資産を使用している者ではなく、相続や贈与、売買等により所有権を有する者

手続き・持ち物

- 固定資産の現所有者の申告手続き
 - 窓口で手続きする方の本人確認書類
 - 相続人であることが確認できる書類

法務局での相続手続きもお早めに行ってください。

受付窓口

- 固定資産税課
 - 東・西・南・北税務室
- お問い合わせ先 /P.31 ~ 38 参照

手続きをする人

現所有者

期 限

現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日まで

口座振替の変更・廃止

口座名義人として市税の口座振替登録を行っていた方が亡くなられた場合、振替口座の廃止の手続きが必要です。

手続き・持ち物

- 市税の口座振替（自動払込）の廃止手続き
 - 窓口で手続きする方の本人確認書類
 - 窓口で手続きする方の印鑑

手続きをする人

相続人

受付窓口

- 納税課
 - 東・西・南・北税務室
- お問い合わせ先 / P.31 ~ 38 参照

期 限

速やかに

▶ こどもの手続き

児童手当の手続き

亡くなられた方が児童手当の受給者もしくは支給対象児童であった場合、下記の手続きが必要です。

手続き・持ち物

- 【受給者が亡くなられた場合】
- 受給者変更の手続き
 - 窓口で手続きする方の本人確認書類
 - 受給者になる方の健康保険証（コピー）
または年金加入証明書
 - ※ 3歳未満の児童を養育しており、
かつ私立学校教職員共済制度以外の共済制度に
加入している方のみ、提出が必要です。
 - 受給者になる方の普通預金通帳
またはキャッシュカード
 - 受給者死亡届兼未支払手当請求の手続き
 - 窓口で手続きする方の本人確認書類
 - 請求者である対象児童名義の普通預金通帳
またはキャッシュカード
- 【対象児童が亡くなられた場合】
- 受給事由消滅または額改定の手続き
 - 窓口で手続きする方の本人確認書類

手続きをする人

- 【受給者が亡くなられた場合】
支給対象児童または代理人
- 【対象児童が亡くなられた場合】
受給者

受付窓口

- 各区保健子ども課
 - 各総合出張所
- お問い合わせ先 / P.31 ~ 39 参照

期 限

速やかに
※認定請求については、
故人が亡くなられた日の翌日から 15 日以内

子ども医療費助成（ひまわりカード）の手続き

亡くなられた方が子ども医療費助成の受給資格者もしくは受給対象児童であった場合、下記の手続きが必要です。

手続き・持ち物

【受給資格者が亡くなられた場合】

● **受給資格者変更の手続き**

- 窓口で手続きする方の本人確認書類
- 子ども医療費受給資格者証（ひまわりカード）
- 対象児童の健康保険証

【対象児童が亡くなられた場合】

● **受給者資格者証の返還**

- 窓口で手続きする方の本人確認書類
- 子ども医療費受給資格者証（ひまわりカード）

手続きをする人

- 【受給資格者が亡くなられた場合】
受給対象児童または代理人
- 【対象児童が亡くなられた場合】
受給資格者

受付窓口

- 各区保健子ども課
 - 各総合出張所
- お問い合わせ先 /P.31 ~ 39 参照

期 限

速やかに

ひとり親家庭等医療費助成の手続き

亡くなられた方がひとり親家庭等医療費助成の受給資格者もしくは受給対象児童であった場合、下記の手続きが必要です。

手続き・持ち物

【受給資格者が亡くなられた場合】

● **喪失手続き**

- 窓口で手続きする方の本人確認書類
- 受給資格者証

【対象児童が亡くなられた場合】

● **世帯または個人の喪失手続き**

- 窓口で手続きする方の本人確認書類
- 受給資格者証

手続きをする人

- 【受給資格者が亡くなられた場合】
受給対象児童または代理人
- 【対象児童が亡くなられた場合】
受給資格者

受付窓口

- 各区保健子ども課
 - 各総合出張所
- お問い合わせ先 /P.31 ~ 39 参照

期 限

速やかに

児童扶養手当の手続き

亡くなられた方が児童扶養手当の受給者もしくは支給対象児童であった場合、下記の手続きが必要です。

手続き・持ち物

【受給者が亡くなられた場合】

- 受給者死亡届兼未支払手当請求の手続き
 - 窓口で手続きする方の本人確認書類
 - 請求者である児童の普通預金通帳
またはキャッシュカード

【対象児童が亡くなられた場合】

- 資格喪失または額改定の手続き
 - 窓口で手続きする方の本人確認書類

手続きをする人

- 【受給者が亡くなられた場合】 支給対象児童または代理人
- 【対象児童が亡くなられた場合】 受給者

受付窓口

- 各区保健こども課
 - 各総合出張所
- お問い合わせ先 /P.31 ~ 39 参照

期 限

速やかに

母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する手続き

亡くなられた方が母子父子寡婦福祉資金貸付金制度を利用していた場合、下記の手続きが必要です。

手続き・持ち物

- 母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する手続き
 - 【貸付中】 貸付継続申請書の提出
 - 【償還中】 死亡届（債務承認書）の提出
 - 窓口で手続きする方の本人確認書類
 - 死亡日が確認できる書類
 - 連帯借受人、連帯保証人、債務承認者である方の実印
※印鑑登録証明書が必要となる場合がありますので
事前にお問い合わせください。

【貸付金を継続して申請する場合】

- 申請人の通帳またはキャッシュカード

手続きをする人

- 【貸付中】 連帯借受人、連帯保証人
- 【償還中】 債務承認者

受付窓口

- 各区保健こども課
お問い合わせ先 /P.31 ~ 38 参照
- 母子父子相談室
中央区まちづくりセンター大江交流室内
☎096-372-1228

期 限

速やかに

memo

.....

.....

.....

小児慢性特定疾病医療費の手続き

亡くなられた方が小児慢性特定疾病医療費の受給者（対象児童）もしくはその保護者（申請者）であった場合、下記の手続きが必要です。

手続き・持ち物

【保護者（申請者）が亡くなられた場合】

- 小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届
 - 窓口で手続きする方の本人確認書類
 - 小児慢性特定疾病医療受給者証
 - 受給者（対象児童）の健康保険証

【受給者（対象児童）が亡くなられた場合】

- 小児慢性特定疾病医療受給者証の返還
 - 窓口で手続きする方の本人確認書類
 - 小児慢性特定疾病医療受給者証

手続きをする人

親権者または未成年後見人

受付窓口

- 各区保健こども課
お問い合わせ先 /P.31 ~ 38 参照

期限

速やかに

自立支援医療費（育成医療）の手続き

亡くなられた方が自立支援医療費（育成医療）の受給者（対象児童）もしくはその保護者（申請者）であった場合、下記の手続きが必要です。

手続き・持ち物

【保護者（申請者）が亡くなられた場合】

- 自立支援医療受給者証等記載事項変更届
 - 窓口で手続きする方の本人確認書類
 - 自立支援医療費受給者証
 - 受給者（対象児童）の健康保険証

【受給者（対象児童）が亡くなられた場合】

- 自立支援医療費受給者証の返還
 - 窓口で手続きする方の本人確認書類
 - 自立支援医療費受給者証

手続きをする人

親権者または未成年後見人

受付窓口

- 各区保健こども課
お問い合わせ先 /P.31 ~ 38 参照

期限

速やかに

memo

.....

.....

.....

.....

.....

保育園等の手続き

亡くなられた方が保育園等に入所している児童またはその保護者及び世帯員であった場合、下記の手続きが必要です。

手続き・持ち物

- 児童の退園手続き
 - 窓口で手続きする方の本人確認書類
- 保護者（算定対象者）の変更手続き
 - 窓口で手続きする方の本人確認書類
- 保育料引落し口座名義人変更手続き
 - 窓口で手続きする方の本人確認書類
 - 新口座名義人の普通預金通帳と通帳届出印

※引落し口座についてのお問い合わせについては、
保育幼稚園課まで ☎096-328-2568

受付窓口

- 各区保健子ども課または保育所等
お問い合わせ先 /P.31 ~ 38 参照

期 限

速やかに

手続きをする人

亡くなられた方の親族等

memo

市役所での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら“済”の欄にチェック☑をしましょう。

項目	該当	済	主な手続き	問い合わせ先
上下水道		<input type="checkbox"/>	水道・下水道に関する届出 ●使用者の名義変更 ●振替口座の変更	上下水道局お客さまセンター ☎096-381-1118
		<input type="checkbox"/>	農業集落排水施設に関する届出 ●施設使用休止または廃止届 ●施設使用者変更届	(農業集落排水施設に関する問い合わせ先) ・植木 北東部農業振興センター農業振興課 ☎096-272-1117 ・城南 西南部農業振興センター南農業振興室 ☎0964-28-3115
市営住宅		<input type="checkbox"/>	市営住宅に関する手続き ●市営住宅の同居者異動届 ●市営住宅の名義の承継承認届 ●市営住宅の明渡し届	市営住宅管理センター ☎096-327-5101(中央・北・西区) ☎096-311-7833(東・南区)
高齢		<input type="checkbox"/>	高齢者サービスに関する届出 ●高齢者介護用品支給事業廃止届 ●高齢者安心支援事業廃止届 ●高齢者生活援助事業利用廃止届	お住まいの地域の 高齢者支援センターささえりあ
障がい		<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度に関する届出 ●年金の支給届 ●弔慰金の支給届	障がい福祉課 ☎096-361-2519
ごみ		<input type="checkbox"/>	ふれあい収集に関する届出 ●ふれあい収集終了の報告(電話受付)	廃棄物計画課 ☎096-328-2359
教育		<input type="checkbox"/>	奨学金に関する届出 ●奨学金返還免除手続き	教育委員会学務支援課 ☎096-328-2716
医療		<input type="checkbox"/>	医療資格者に関する届出 ●開設者死亡届 ●登録抹消(消除) ●免許証の返納	医療対策課 ☎096-364-3186
環境		<input type="checkbox"/>	浄化槽に関する届出 ●浄化槽管理者変更届 ●浄化槽使用休止(廃止)届 ●浄化槽補助権利承継届	浄化対策課 ☎096-328-2366
食品		<input type="checkbox"/>	営業許可に関する届出 ●食品関係営業者の廃業・承継 資格者に関する届出 ●製菓衛生師免許の登録 ●調理師免許の登録 ●栄養士免許の登録抹消 ●管理栄養士免許の登録抹消 ●ふぐ処理師免許証の返還	食品保健課 ☎096-364-3188

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら“済”の欄にチェック☑をしましょう。

項目	該当	済	主な手続き	問い合わせ先
衛生	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	生活衛生営業施設に関する届出 ●理・美容所の承継・廃止届 ●クリーニング所の承継・廃止届 ●公衆浴場の承継・廃止届 ●旅館業許可施設の承継・廃止届 ●興行場の承継・廃止届 ●温泉利用許可の承継・廃止届 ●コインオペレーション クリーニング営業施設の廃止届	生活衛生課 ☎096-364-3187
犬	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	犬に関する届出 ●犬の所有者の変更届	熊本市動物愛護センター ☎096-380-2153
農業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	認定農業者制度に関する手続き ●農業経営改善計画の変更申請 補助事業に関する手続き ●補助事業で取得した財産の処分等の手続き	農業支援課 ☎096-328-2384 北東部農業振興センター農業振興課 ☎096-272-1117 西南部農業振興センター農業振興課 ☎096-329-1158
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	農地に関する届出 ●農地法第3条の3による届出書 農業者年金に関する届出 ※届出は JA 各支店へ ●死亡届 ●未支給金(死亡一時金)請求	(農地・農業年金に関する問い合わせ先) 農業委員会事務局 ☎096-328-2781 北区分室 ☎096-272-6908 西南分室 ☎096-329-1179 富合・城南分室 ☎0964-28-3211
森林	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	森林の所有に関する届出 ●森林の土地の所有者届	みどり公園課 ☎096-328-2409
文化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	文化財所有・保持者に関する届出 ●所有者変更届 ●所在地変更届 ●死亡届	文化財課 ☎096-328-2740
市営墓地 納骨堂	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市営の墓地 ●市営の墓地は7か所あります。申込みの時期・方法について詳しくはお問い合わせください。 花園墓地西区花園4丁目13-75 小峯墓地中央区黒髪4丁目10-49 立田山墓地中央区黒髪7丁目763 城山墓園西区上代9丁目8-1 清水墓園北区清水新地7丁目5-37 浦山墓園中央区黒髪7丁目486 桃尾墓園東区戸島町777 納骨堂(桃尾霊堂) ●納骨堂は桃尾墓園内にあります。 家族納骨壇 期間：10年 20万円 短期納骨壇 期間：1年 5千円	健康福祉政策課 ☎328-2340 ※期間は更新できます。空き状況など詳しくはお問い合わせください。墓地、納骨堂などのお骨を移すときは、改葬許可が必要です。詳しくは生活衛生課、健康福祉政策課、区役所福祉課、総合出張所へお問い合わせください。

区役所・市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら“済”の欄にチェック☑をしましょう。

項目	該当	済	主な手続き	問い合わせ先
国民年金・厚生年金		<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡届 ●未支給年金の請求 ●遺族基礎、寡婦年金の請求 	熊本西年金事務所 ☎096-353-0142 熊本東年金事務所 ☎096-367-2503 予約相談専用電話 ☎0570-05-4890 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
共済組合		<input type="checkbox"/>	各共済組合へお問い合わせください。	各共済組合
恩給		<input type="checkbox"/>	右記窓口へお問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎03-5273-1400
農業者年金		<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡届 ●未支給金(死亡一時金)請求 	JA熊本市、JAかもと、JA熊本うき (受給者及び被保険者居住地)
普通自動車 バイク (126CC以上)		<input type="checkbox"/>	相続手続き(名義変更、廃車)	九州運輸局 熊本運輸支局 ☎050-5540-2086 (ガイダンス後「037」)
軽自動車		<input type="checkbox"/>	相続手続き(名義変更、廃車)	軽自動車検査協会 熊本事務所 ☎050-3816-1758
国税関係 (相続税・所得税・消費税申告)		<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ●相続税申告手続き ●所得税・消費税申告手続き 	熊本西税務署 ☎096-355-1181 熊本東税務署 ☎096-369-5566
不動産登記関係 (相続登記) 法定相続 情報一覧図 (預貯金の 払出しなど)		<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ●土地・建物等の相続登記 ●法定相続情報証明制度 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.html 「不動産を相続した方へ～相続登記・遺産分割を進めましょう～」	熊本地方務局 ☎096-364-2145
自筆証書 遺言書 保管関係		<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ●遺言書保管事実証明書の交付請求 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html 「自筆証書遺言書保管制度」	熊本地方務局 ☎096-364-2145

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら“済”の欄にチェック☑をしましょう。

項目	該当	済	主な手続き	問い合わせ先
各種健康保険 (熊本市国保以外)		<input type="checkbox"/>	●保険証の返納等	加入していた健康保険組合や団体
生命保険等		<input type="checkbox"/>	●死亡保険金の請求 ●入院給付金の請求 等	加入されていた生命保険会社 または代理店
預貯金口座等		<input type="checkbox"/>	●預金相続等	各金融機関
固定電話・ 携帯電話		<input type="checkbox"/>	●契約継承・解約	各契約会社
電気・ガス料金等		<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	各契約会社
インターネット		<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	各契約会社
NHK 受信料		<input type="checkbox"/>	●名義変更・解約 ●免除事由消滅	NHK ふれあいセンター ☎0120-15-1515 ☎050-3786-5003
ETC カード		<input type="checkbox"/>	● ETC 利用登録の削除(障害者割引)	有料道路 ETC 割引登録係 ☎045-477-1233
クレジットカード		<input type="checkbox"/>	●解約	各契約会社
おでかけ IC カード		<input type="checkbox"/>	●解約	各交通事業者(熊本市交通局を除く)
株式等		<input type="checkbox"/>	●名義変更	各証券会社等
遺言書		<input type="checkbox"/>	●検認・開封 申し立て先は、被相続人の住所地の 家庭裁判所 ・遺言原本 ・申立人の戸籍謄本 ・遺言者の除籍謄本	熊本家庭裁判所 ☎096-355-6121
相続放棄		<input type="checkbox"/>	●相続放棄 相続放棄は、相続を知った日から3か 月以内に、被相続人の住所地の家庭裁 判所へ申し立てる必要があります。 相続放棄には2種類あります。 ・相続放棄 ・限定承認(引き継いだ財産の範囲内 で負債も含めて相続します。相続人 全員の合意が必要です。)	

庁舎等施設案内及び問い合わせ先

中央区

市役所本庁舎 中央区役所 (1～3階)

開庁時間 月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分 ※祝日、年末年始を除く

所在地 熊本市中央区手取本町 1-1

電話番号 本庁舎 ☎ 096-328-2111 / 中央区役所 ☎ 096-328-2555



中央区役所

区民課

- 証明班…………… ☎ 096-328-2245
- 戸籍班…………… ☎ 096-328-2249
- 住民班…………… ☎ 096-328-2242
- 国保年金班…………… ☎ 096-328-2278
- パスポートセンター… ☎ 096-328-2238

福祉課

- 高齢福祉班…………… ☎ 096-328-2311
- 障がい福祉班…………… ☎ 096-328-2313

保健子ども課…………… ☎ 096-328-2419

本庁舎

市民税課 (軽自動車税班)

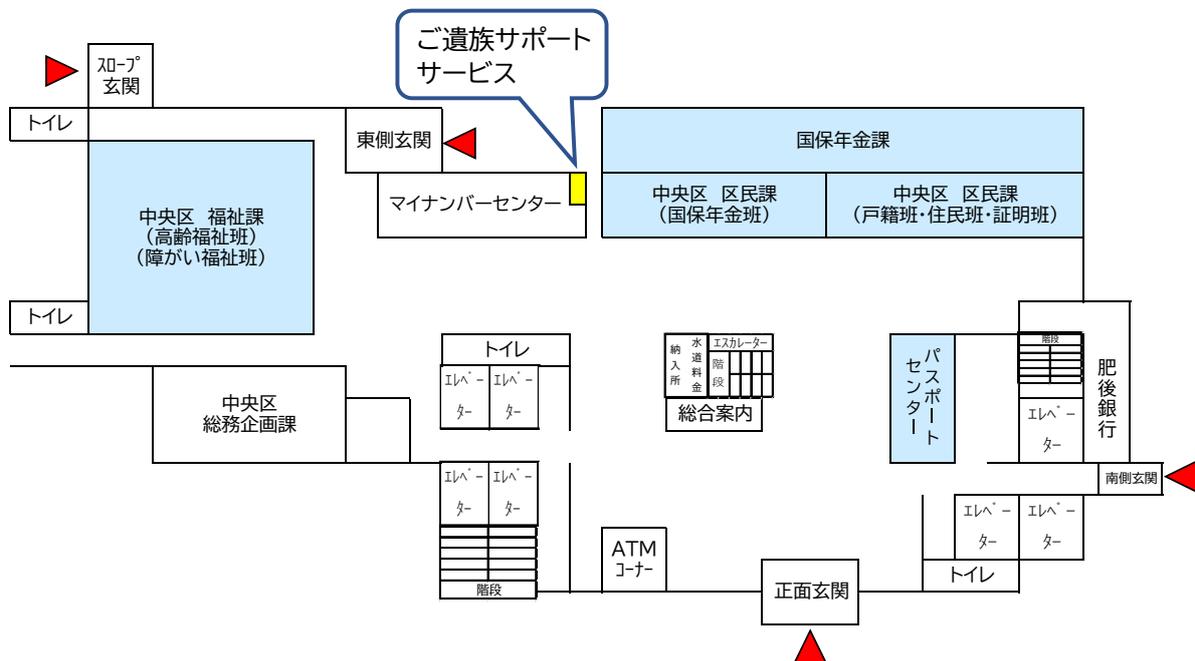
…………… ☎ 096-328-2181

市民税課 (市民税班) …… ☎ 096-328-2183

固定資産税課…………… ☎ 096-328-2195

納税課…………… ☎ 096-328-2204

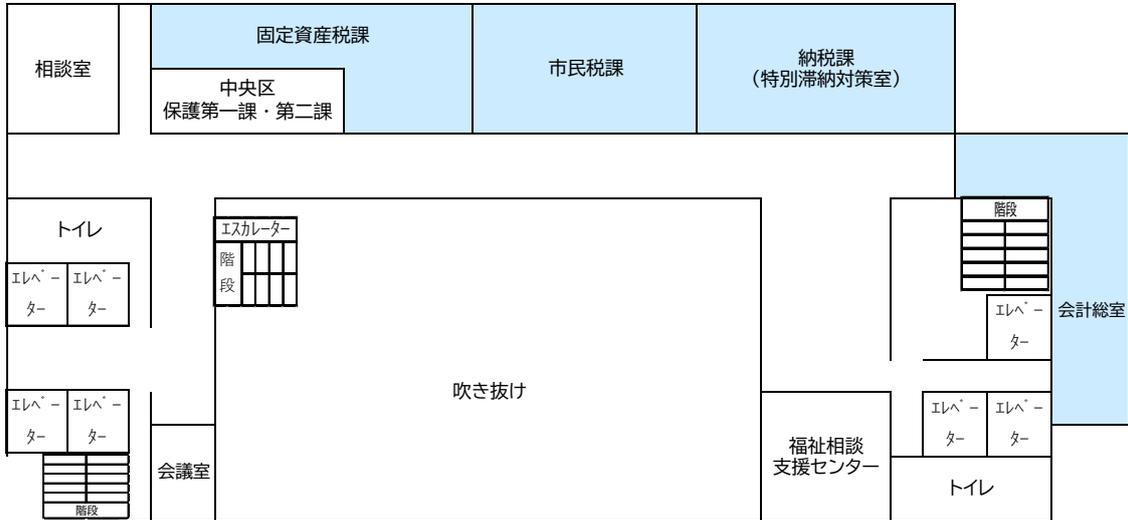
1階フロア



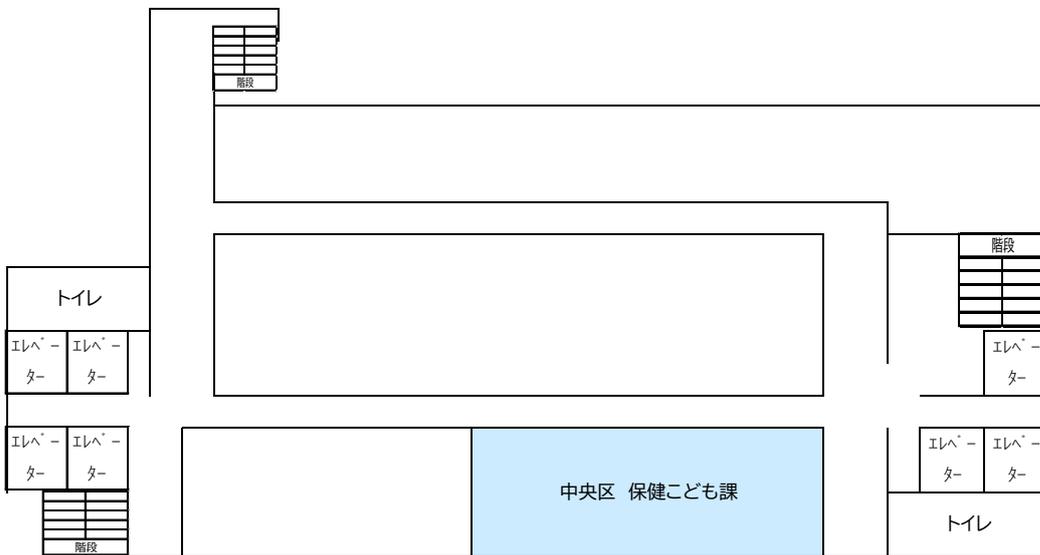
中央区

市役所本庁舎 中央区役所 (1～3階)

2階フロア



3階フロア

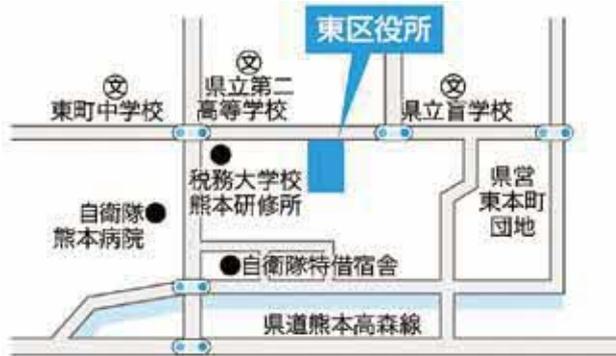


東区

開庁時間 月曜～金曜 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※祝日、年末年始を除く

所在地 熊本市東区東本町 16-30

電話番号 ☎ 096-367-9111



東区役所

区民課

戸籍班・住民班…………… ☎ 096-367-9124
 国保・後期班…………… ☎ 096-367-9125
 年金・収納班

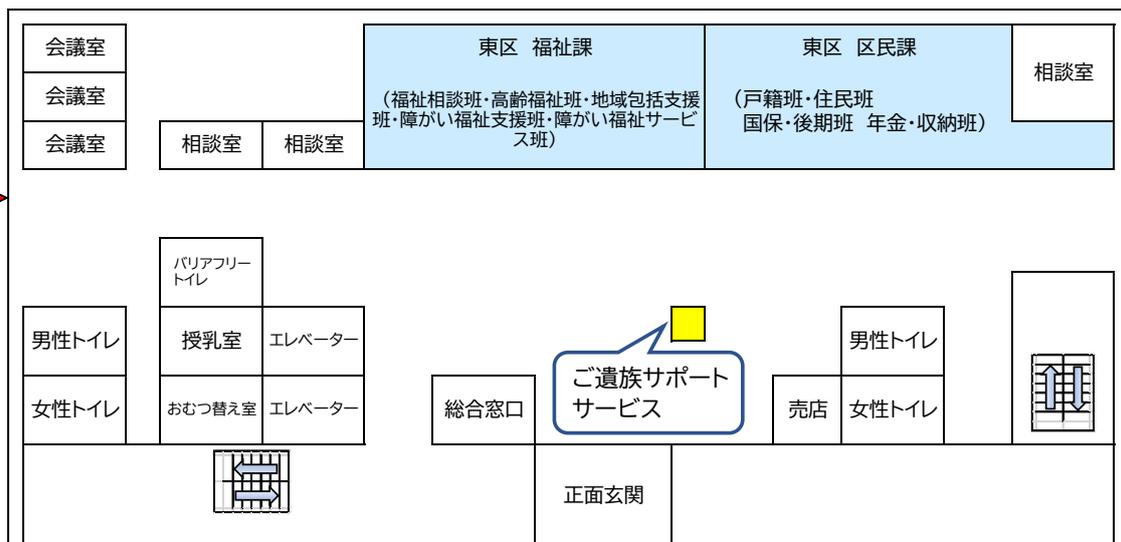
福祉課

高齢福祉班…………… ☎ 096-367-9127
 障がい福祉支援班・
 障害福祉サービス班… ☎ 096-367-9177

東税務室…………… ☎ 096-367-9138

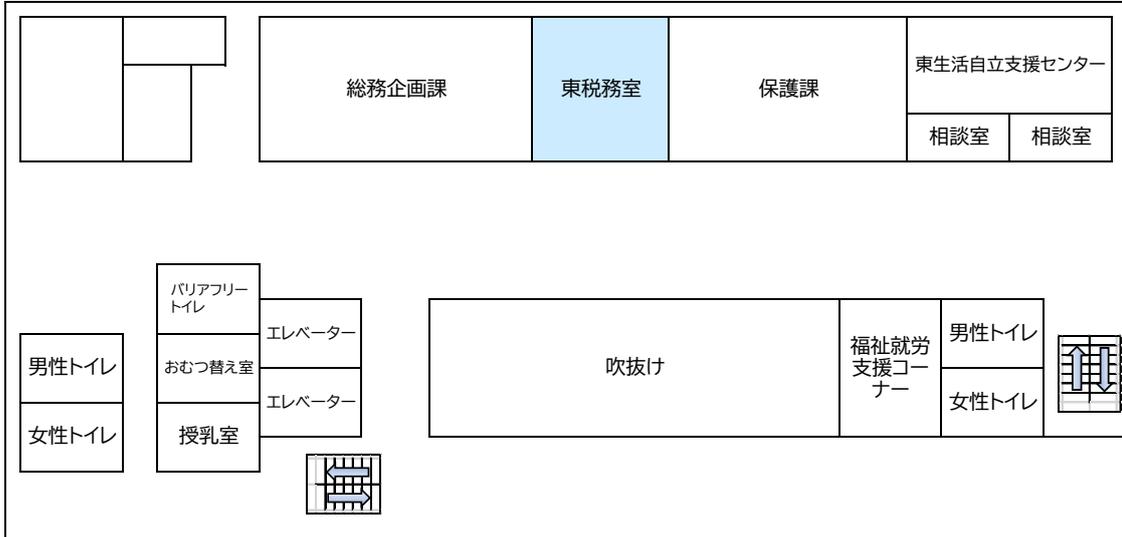
保健子ども課…………… ☎ 096-367-9134

1 階フロア

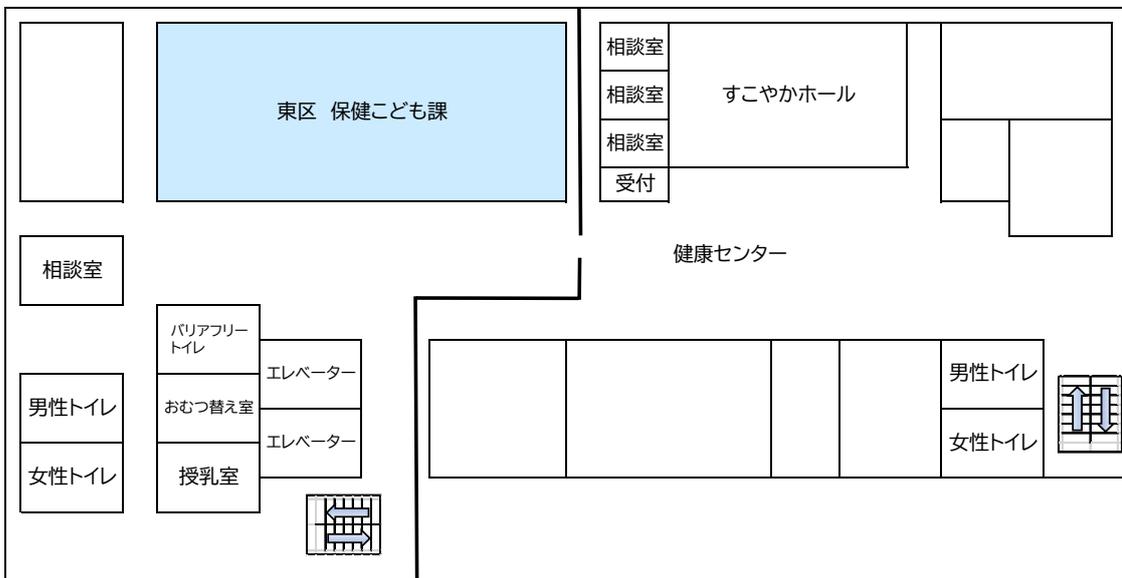


東区

2階フロア



3階フロア



西区

開庁時間 月曜～金曜 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※祝日、年末年始を除く

所在地 熊本市西区小島 2-7-1

電話番号 ☎ 096-329-1111



西区役所

区民課

戸籍班・住民班…………… ☎ 096-329-8503
 国保年金班…………… ☎ 096-329-1198

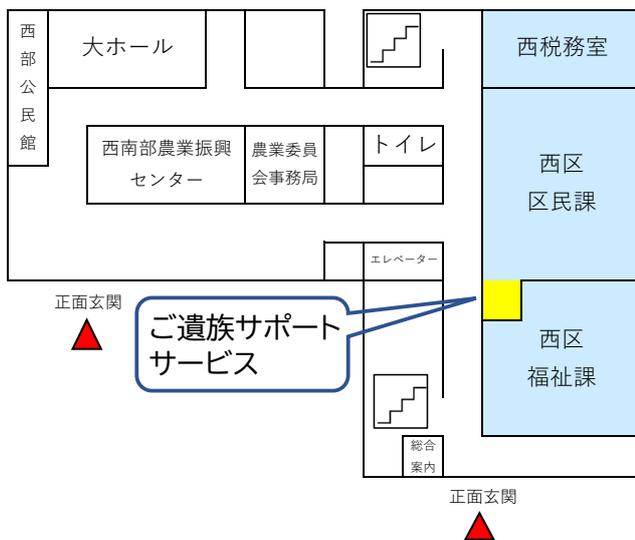
福祉課

高齢福祉班・
 障がい福祉班…………… ☎ 096-329-5403

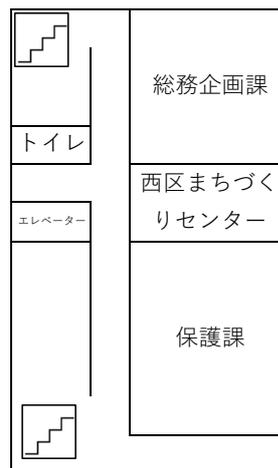
西税務室…………… ☎ 096-329-1174

保健子ども課…………… ☎ 096-329-1147

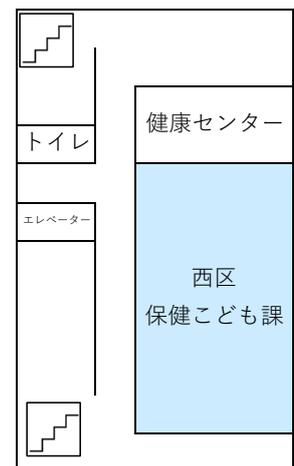
1 階フロア



2 階フロア



3 階フロア



南区

開庁時間 月曜～金曜 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※祝日、年末年始を除く

所在地 熊本市南区富合町清藤 405-3

電話番号 ☎ 096-357-4111



南区役所

区民課

戸籍班・住民班…………… ☎ 096-357-4126
 国保年金班…………… ☎ 096-357-4128

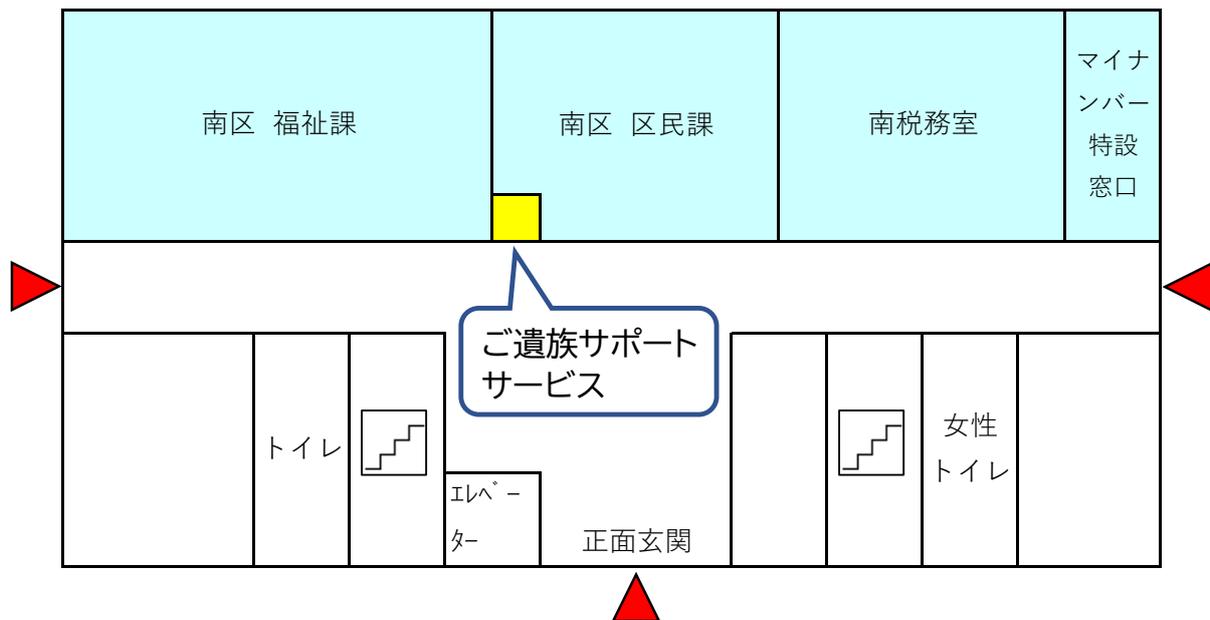
福祉課

高齢福祉班・
 障がい福祉班…………… ☎ 096-357-4129

南税務室…………… ☎ 096-357-4143

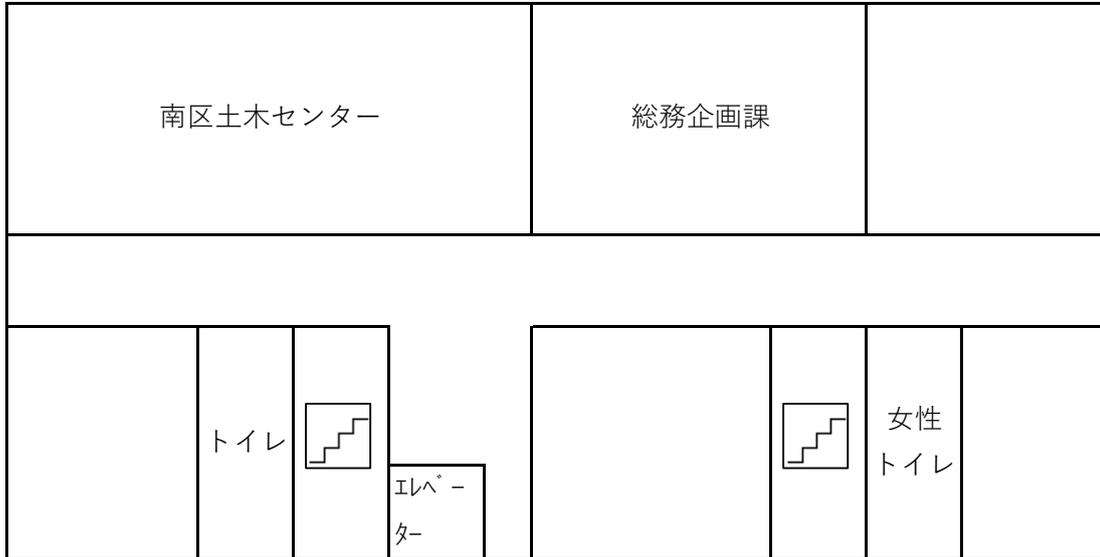
保健子ども課…………… ☎ 096-357-4138

1 階フロア

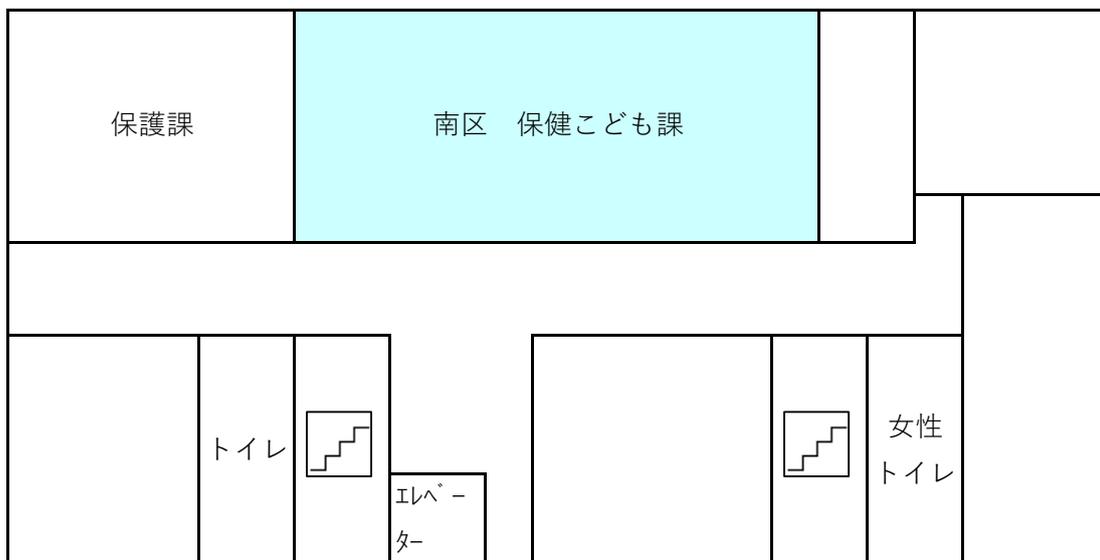


南区

2階フロア



3階フロア



北区

開庁時間 月曜～金曜 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※祝日、年末年始を除く

所在地 熊本市北区植木町岩野 238-1

電話番号 ☎ 096-272-1111



北区役所

区民課

戸籍班・住民班…………… ☎ 096-272-6900
 国保年金班…………… ☎ 096-272-6905

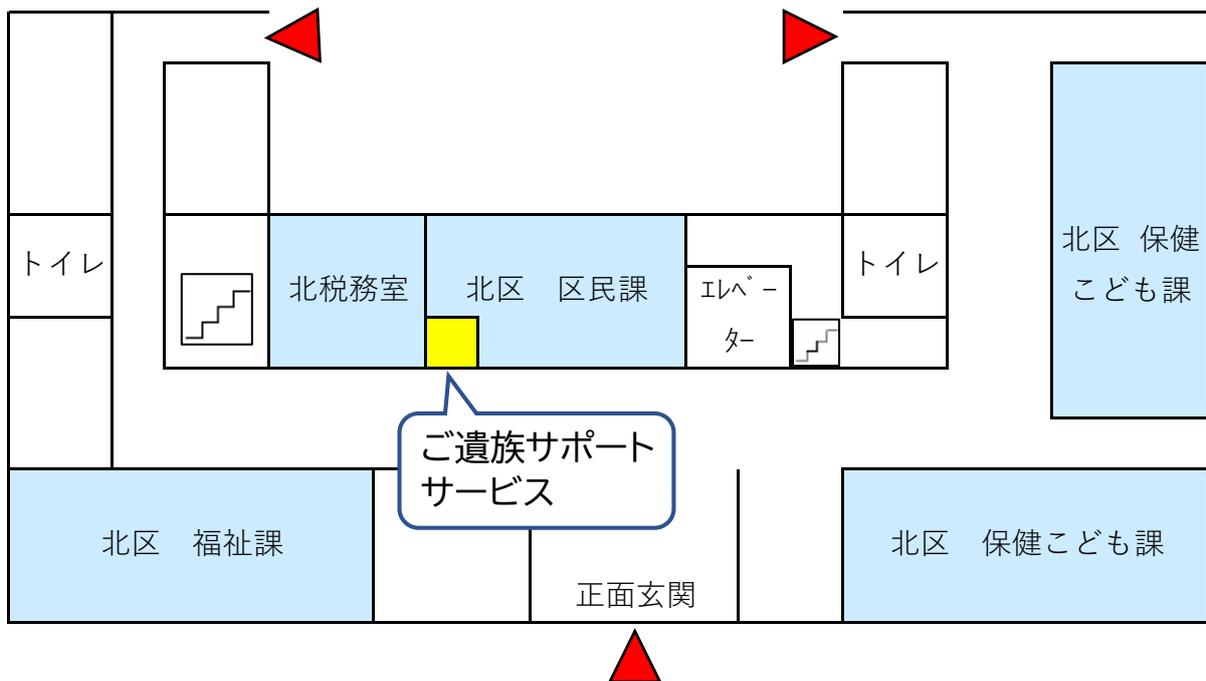
福祉課

高齢福祉班・
 障がい福祉班…………… ☎ 096-272-1118

北税務室…………… ☎ 096-272-1114

保健子ども課…………… ☎ 096-272-1128

1 階フロア



各総合出張所・分室

開庁時間 月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分 ※祝日、年末年始を除く

東区管内の総合出張所



託麻まちづくりセンター 託麻総合出張所

熊本市東区長嶺東 7-11-15

☎ 096-380-3111

西区管内の総合出張所・分室



河内まちづくりセンター 河内総合出張所

熊本市西区河内町船津 2069-5

☎ 096-276-1111



河内まちづくりセンター 芳野分室

熊本市西区河内町野出 1410

☎ 096-277-2001

南区管内の総合出張所



城南まちづくりセンター 城南総合出張所

熊本市南区城南町宮地 1050

☎ 0964-28-3111



天明まちづくりセンター 天明総合出張所

熊本市南区奥古閑町 2035

☎ 096-223-1111



幸田まちづくりセンター 幸田総合出張所

熊本市南区幸田 2-4-1

☎ 096-378-0172

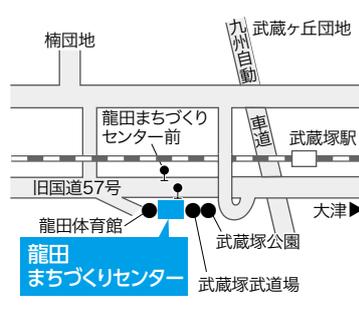
北区管内の総合出張所



清水まちづくりセンター 清水総合出張所

熊本市北区清水亀井町 14-7

☎ 096-343-9161



龍田まちづくりセンター 龍田総合出張所

熊本市北区龍田弓削 1-1-10

☎ 096-338-2231

委任状

代理人（頼まれた人）

住所 _____

氏名 _____

生年月日 _____ 明・大・昭・平 _____ 年 _____ 月 _____ 日

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

【委任事項】（委任する項目にチェック☑を付けてください）

1（故人）_____の死亡に伴う下記の事項に関する権限

- ご遺族サポートサービスの利用に関する一切の権限 _____
- 世帯主の変更に関すること。 _____
- 住民票の写しの請求並びに受領に関すること。 _____
- 戸籍に関する証明書の請求並びに受領に関すること。 _____
- 国民健康保険・後期高齢者医療保険、高額医療費の払い戻し申請並びにその他の申請等の手続き及び受領に関すること。 _____

2（委任者）_____の下記の事項に関する権限

- 住民票の写しの請求並びに受領に関すること。 _____
- 戸籍に関する証明書の請求並びに受領に関すること。 _____

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

委任者（本人）

住所 _____

氏名 _____ ㊞ _____

生年月日 _____ 明・大・昭・平 _____ 年 _____ 月 _____ 日

平日昼間に連絡がとれる電話番号 _____

※この委任状は、すべて委任者が書いてください。

委任状に関するご案内

各種申請を相続人等の代理の方が行われる場合、委任状が必要となります。

委任状の様式について

- 委任状は任意の様式でも有効です。
- 前のページの委任状を利用されるときは、委任事項を必ず記載して下さい。
- ご不明な点は、手続きを行う窓口にお問い合わせください。

委任状	
代理人(頼まれた人)	熊本市中央区手取本町1番1号
住所	_____
氏名	熊本 太郎
生年月日	明・大・昭・平 ○○年 ○○月 ○○日
私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。	
【委任事項】(委任する項目にチェックを付けてください)	
1 (故人) 肥後 一郎	の死亡に伴う下記の事項に関する権限
<input checked="" type="checkbox"/>	ご遺族サポートサービスの利用に関する一切の権限
<input type="checkbox"/>	世帯主の変更に関すること。
<input type="checkbox"/>	住民票の写しの請求並びに受領に関すること。
<input type="checkbox"/>	戸籍に関する証明書の請求並びに受領に関すること。
<input checked="" type="checkbox"/>	国民健康保険・後期高齢者医療保険、高額医療費の払い戻し申請並びにその他の申請等の手続き及び受領に関すること。
2 (委任者)	_____ の下記の事項に関する権限
<input type="checkbox"/>	住民票の写しの請求並びに受領に関すること。
<input type="checkbox"/>	戸籍に関する証明書の請求並びに受領に関すること。
<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____
令和	○○年 ○○月 ○○日
委任者(本人)	熊本市中央区二の丸1番1号
住所	_____
氏名	肥後 花子
生年月日	明・大・昭・平 ○○年 ○○月 ○○日
平日昼間に連絡がとれる電話番号	090-0000-0000
※この委任状は、すべて委任者が書いてください。	

※次の事項について、あらかじめ代理人にお伝えください。

住民票の場合は、本籍地や続柄の記載の有無。戸籍の場合、本籍・筆頭者氏名、必要な証明の種類

窓口での本人確認資料など

- 委任状の他に、代理人ご自身の本人確認資料(マイナンバーカード・運転免許証など)が必要です。

遺品整理も 不動産売却も 丸ごとお任せください 遺品整理専門の不動産屋です

どんな状態でも
解決できます。



近年相談が急増している遺品整理(残置物処分)から不動産売却まで一括で対応できる遺品整理専門の不動産会社です。遺品整理・不用品の処分、不動産の売却だけでも承っておりますのでお気軽にお問い合わせください。

遺品整理×不動産売却ワンストップサービス

遺品整理・
残置物処分



少量でも一軒丸ごとでも
お任せください。
わかりやすい見積もりを
心がけています。

ゴミ屋敷・
孤独死



臭い、汚れがひどい場合は
特殊清掃も行います。
どんな状態でもお任せください。

不動産売却・
相続手続き



遺品整理と同時に
不動産の査定もお任せください。
相続手続きについてのご
相談も承ります。

「空き家」「ゴミ屋敷」「孤独死」など社会課題解決に取り組んでいます

まずはご連絡下さい。現地にて状況を確認いたします。

費用のご相談

現地調査(無料)

土日祝日も対応

ご相談
専用

☎090-1884-2948

(代表)096-341-1000

遺品整理
と不動産



太陽不動産株式会社

営業時間:
9:00~18:00
定休日:不定休

〒860-0852 熊本市中央区黒髪6丁目1-27

熊本県知事(2)第5288号/熊本県宅地建物取引業協会/熊本県行政書士会 第17431856号

遺品整理士認定協会 遺品整理士/熊本市一般廃棄物収集運搬業許可 RH72-01

熊本県公安委員会 古物商許可番号 第931290000299号

ホームページは
こちら▶





相続に関するお悩み お困りごとの相談は 小屋松事務所へ!

地元・熊本で40年以上の実績、相続ご相談件数年間400件超

今後いったい何をしたらいいの?

人が亡くなると、土地や建物の名義の変更、預貯金の解約等、財産に関する手続きがいくつも必要になります。当事務所では、専門的な知識をもとに、必要な手続きや今後の流れを丁寧に説明いたします。

誰と話し合いをしないといけないの?

亡くなった人の遺した財産を相続する権利を持つのが誰なのかが分からなくては、話し合いもできません。当事務所では、ご依頼者に代わって戸籍を収集し、相続する権利を持つ方を確定させるサービスも取り扱っております。

亡くなった人の財産がわからない!

相続する権利を持つ方の確定と並んで重要なことが、亡くなられた方の財産調査です。当事務所では、ご依頼者からの情報をもとに、どこに、どんな、どれくらいの財産があるのか調査も行っております。



代表社員
小屋松 俊太

司法書士・行政書士・
家族信託専門士

ご挨拶 ▶ 当事務所は司法書士・行政書士などの国家資格を中心に、熊本の皆さまの財産管理を総合支援しております。あなたの身近な相談相手として役立つことが私たちの願いであり喜びです。大切な方を亡くした悲しみに寄り添いながら、円満な相続手続が実現できるようサポートしてまいります。この機会にどうぞお気軽にご相談ください。



毎週土曜日

無料相談会開催中



司法書士法人
小屋松事務所

〒862-0950 熊本市中央区水前寺1-4-31
JR豊肥本線・水前寺駅北口より徒歩1分

営業時間 平日:8:45 ~ 17:45 土曜:9:15 ~ 12:15

先ずはお気軽にご連絡ください

☎096-372-8500

URL: <https://www.hikosan.jp/>



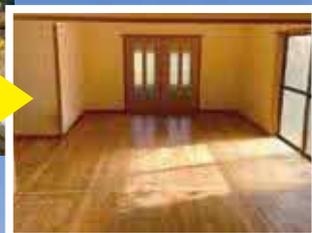
熊本県内、熊本市全域対応

特殊清掃・家財整理専門会社

遺品整理・生前整理なら創心へ



特殊清掃のプロが室内のあらゆる臭いや汚れに対応いたします。



故人様の大切な思い出の品々を心を込めて整理させていただきます。

お見積り、ご相談無料

家族の手のような丁寧な作業をお約束します。



 **創心** 運営：
株式会社センク

☎ **096-240-2209**

〒861-8064

熊本市北区八景水谷2丁目13-5

営業時間：8：00～20：00

FAX：096-276-6340

URL：<https://sousin-kumamoto.com/>

遺品整理士：第IS22402号 事件現場特殊清掃士：第CSC02610号

ホームページは
こちらから



相続・事業承継のことならワンストップ相続のルーツにお任せください！

きっと満足できる！

相続・事業承継専門コンサルティング

ご家族や経営者が突然亡くなると、悲しみと同時に相続や会社の今後をどのようにすれば良いか、ご遺族が大変な状況に陥ってしまうケースが増えています。

「ワンストップ相続のルーツ」では、相続や事業承継について豊富な知識と経験を持つ相続ディレクターが、税理士や司法書士等のエキスパートと一緒に、相続・事業承継コンサルティングを実施しております。先ず、無料相談により、相続・事業承継対策のポイントや解決策が分かります。また、対策の全てを、ワンストップで手掛けているため、無駄な時間や労力を掛けず、最も効果的な相続・事業承継対策をご提案いたします。

「相続税がかからないから大丈夫」

では済まされません！安心の先取りを

相続税の基礎控除額

3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

例) 法定相続人が妻、子ども2人の場合

3,000万円 + (600万円 × 3人) = 4,800万円

相続といえば、相続税のことをご心配される方が多いと思います。相続税を算出するには、①財産を評価・集計、②課税遺産総額を計算、③相続税総額を計算、④実際の相続分から相続人ごとの税額を計算、⑤各種税金控除後の各人の納付税額を計算するというプロセスを経ます。大まかには、亡くなられた時点のプラスの財産からマイナスの財産を差し引いた財産総額が、相続税の基礎控除額を超えなければ相続税はかかりません。



ご相談は無料（予約制）

相続対策や相続手続き、事業承継について、「何をどうしたら良いか分からない」とお悩みの方も多いと思います。相談内容は、守秘義務により保護されますので安心です。

しかし、相続税がかからないご家族ほど何も対策をされておらず、相続後に揉めてしまうケースが多いのが現状です。

どのようなお悩みにも親身に対応！

相続についてお悩みの方には、相続税・納税資金の問題、家族で揉めてしまうという争族の問題を抱え、人に相談しづらく、一人で悩まれている方も。問題の多くは、お元氣なうちに取組まれていたら、もっと効果的な対策ができたのでは、と思うケースが多いです。また、老後や介護の対策や、ご自分が亡き後家族が生活に困らないようにするための生活設計も重要です。したがって、一人一人の取るべき対策は異なってきます。ワンストップ相続のルーツでは、相続や事業承継全般のお悩みについて、親身に対応いたします。先ずはお気軽にご相談ください。



おかげさまで設立 18 周年

相続のルーツ

検索

株式会社日本相続センター

熊本市中央区桜町 4-10 甲斐田ビル 1F

営業時間 9 時～ 17 時 / 土日・祝日休

駐車場完備 / 相談無料（予約制）

☎ 096 (283) 0046

<http://www.souzoku-roots.com>



不動産のご売却・買取に関する相談

秘密厳守

無料査定

遠方の不動産

売却して
即現金化したい

空家になるので
売りたい

残置物を
そのまま
買取してほしい

相続登記を
していないけど
売りたい

お困りでは ありませんか？

不動産のご売却・不動産相続のことなら 春コーポレーション



代表の若松が
対応いたします

【営業時間】9:30～19:00 【定休日】水曜日
熊本県上益城郡御船町大字木倉7277番地

<https://www.haru-corp.jp/>

お気軽に
お問い合わせください



0120-987-320

熊本県知事免許(3)第5034号 (公社)全日本不動産協会会員 (一社)九州不動産公正取引協議会加盟

公式ホームページ
売却査定はこちらから!!



本誌ご持参で、ご売却ハンドブックをプレゼント

相続税相談

相続税申告ってどうしたらいいの？
こんなことでお困りの方へ。私たち**専門家**が解決します。

- **相続税申告が必要な人とは** 亡くなった方の財産総額が相続税の基礎控除額を超えている場合は、申告が必要です。
「相続税の基礎控除額」= 3,000万円+(600万円×法定相続人の数)
- **相続税の申告と納税** 相続人は死亡の日の翌日から起算して10ヶ月以内に、亡くなった方の遺産を洗い出し、財産を評価し、相続税を計算して申告・納税しなければなりません。

==== 40年の安心と信頼の実績で皆さんをお支えいたします ====

相続税申告実績 250件。相続対策を始めたい方、アドバイスが欲しい方、相続税の概算が知りたい方など、お気軽にご相談ください。

※初回相談無料(90分)。



税理士法人
永田会計

T860-0863
熊本県熊本市中央区坪井6丁目23番3号
電話:096-345-6211

ホームページ
はこちら



熊本市の
ご遺族様のお悩み
ご相談ください

遺品整理
生前整理
空き家の相談
特殊清掃

遺品整理

生前整理

特殊清掃

ゴミ屋敷
の清掃

不用品の
買取

お片付け

こんなお悩みございませんか？

- 遠方のため自分で整理ができない
- 忙しくて作業時間がない
- ゴミが増えて手がつけられない

お気軽にお問い合わせください。

☎ **096-284-1115**
24時間年中無休

ミライテクト

熊本市中央区新大江3丁目19-51
FAX:096-284-1199 URL:<https://miraitekuto.com/>
日本遺品整理協会認定:第2000134号、一般廃棄物収集運搬業許可番号:H71
古物商許可番号:熊本県公安委員会931280002844



相続のお困りごとを丸ごとサポート

私たちにおまかせください！



相続でお困りなら サンセントラル司法書士法人 にご相談ください！

- ✓ 何から手を付けたらいいかわからない
- ✓ 相続人が多くて手続きが進められない
- ✓ 相続財産が多岐にわたり把握できない
- ✓ 日中忙しく相続手続きを進める時間がない
- ✓ 面識・連絡の取れない相続人がいる
- ✓ 相続手続きを揉めることなく進めたい

相続手続きをワンストップでサポート

初回相談無料

相続に強い司法書士が
相続手続きから生前対策まで一括サポート
※手続きをご依頼いただいた場合には費用が発生します



当事務所の特徴

- 女性司法書士・女性スタッフが在籍
安心してご相談いただけます
- 相続に強い税理士・弁護士・不動産会社・
保険会社等と連携してサポート！
当事務所を相続の窓口として活用いただけます
- 熊本で創業10年以上の信頼と実績
創業10年で1,000件相談実績
ご相談者様に最適な方法をご提案いたします

熊本遺産相続・遺言相談センター 運営：サンセントラル司法書士法人

〒 860-0073 熊本県熊本市西区島崎3丁目24番74号 ヴィエント島崎台II 1階

▼ 相続サイト



<https://sozoku-kumamoto.com/>

▼ 家族信託サイト



<https://kumamoto-kazokushintaku.com/>



問い合わせ
電話番号

096-245-7551

予約受付時間 9:00 - 18:00
(土日祝は事前予約制)

有限
会社

牛丸不動産



地域に密着して61年。
信頼・安心・丁寧がモットーは今も変わりません!

ご逝去なされた方の思い入れのある大切な土地・建物の事を
相続人の気持ちになって相談にのる会社です。

活用から売買までワンストップでサポートが出来るのも魅力の一つです。
どうするか迷っている人もまずお気軽にご相談下さい。無料相談を行っております。
司法書士・弁護士・税理士の紹介もできます!!



〒862-0950 熊本市中央区水前寺4丁目47-41

TEL 096-381-4010

✉ mifune@ushimaru.jp

営業時間: 月~土9:00~18:00 (日祝10:00~17:00)

※年末年始・ゴールデンウィーク・夏季休暇を除く

熊本県知事免許(17)123号 相続支援コンサルタント取得



おひとりさま・おふたりさまのための

身元保証 生前準備 パック

ひとり暮らし

子どもがない

頼れる身内がない

誰にも迷惑をかけたくない

身元保証人のお引き受けから認知症対策・葬儀・お墓のことまで
ワンストップでお手伝いします



お一人おひとりのご状況・ご希望に合わせた生前準備パックを
専門家・専門機関とともにオーダーメイドをご用意します!



ご案内・ご相談からご紹介までお任せください!



0120-982-219

[受付時間]

9:00~17:30 (年中無休)

※年末年始を除く

わたしの死後手続きHP: <https://watashigo.com>

※「身元保証・生前準備パック」ではお客さまのご要望をお伺いして最適な専門事業者をご紹介します。

専門事業者とのご契約にあたっては、入会金や月会費が発生する他、入会にあたって審査が必要な場合もございます。

※「身元保証・生前準備パック」は株式会社鎌倉新書が運営する「わたしの死後手続き」の別称です。

株式会社 鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

お問合せ・
お申し込みフォーム
はこちら



熊本市で相続税のことなら 税理士法人 森田事務所へ

相続税申告でお困りのことはありませんか？

相続税の申告の仕方がわからない



税務署から「相続税」の
お知らせが届いた



相続税の調査が心配

一生に何度も経験されることのない相続手続きは
さまざまな事態に直面することになります

初回相談
無料

専門的な
知識と
経験

トータルでの
相談・指導
が可能

当事務所におまかせください



税理士法人 森田事務所

Morita Licenced tax accountant Office

熊本支社

〒860-0808
熊本市中央区手取本町 4-7 マルタ號下通ビル 3F

☎ 096-212-0445

ホームページは
こちらから



神戸本社 〒650-0001
神戸市中央区加納町 4-4-17 ニッセイ三宮ビル 6階

☎ 078-393-2887

長崎支社 〒850-0877
長崎市築町 1-14 松井ビル 1F

☎ 095-895-7091

福岡支社 〒812-0012
福岡市博多区博多駅中央街 5-14 福さ屋ビル 6FA

☎ 092-433-2022

西宮支社 〒662-0832
西宮市甲風園一丁目 10 番 11 号 中村ビル 5階

☎ 0798-78-2881

相続
手続き

相続税
の申告

相続財産
の活用

生命保険
の整理

不動産
の売却

相続のお手続きは 一般社団法人熊本県相続相談協会が運営する

相続専門家による個別無料相談会へ ご相談ください!

相続手続きには複数の専門家が関わってきます。病院に専門の科があるように、司法書士や税理士等の専門家にも得意分野があります。当協会では経験豊富な相続に強い専門家が在籍し、お客様の問題にワンストップでご対応いたします。

相続税の
申告

借金などの
相続放棄

不動産の
売却・活用

遺産分割

不動産の
相続登記
手続き

家族信託
認知症対策



相談会は鶴屋東館9階 パレア特設会場にて毎週開催中!

人気の相談会のため
完全予約制です!

個別相談件数:年間500件以上!

相談会では各部門における相続のスペシャリストが集結!



法務 宮村 和哉
司法書士・行政書士
相続コンサルタント



税務 浦光一郎
税理士
相続事業承継
コンサルタント



不動産 森本 康文
宅地建物取引士
CPM®不動産
経営管理士



資産管理 中 義喬
ファイナンシャル
プランナー



生命保険 森下 禎昭
ファイナンシャル
プランナー

費用 無料

会場 くまもと県民交流館パレア(鶴屋東館9階)
熊本市中央区手取本町 8-9

日時 毎週 ※詳しい日程は予約状況確認ページより
ご確認ください。

予約 HPIにて予約状況を随時更新しています。
空きをご参照の上、ご希望の日時を
右の手段のいずれかでご連絡ください。

<https://www.souzokukumamoto.com/soudankai/>

①お電話にてご予約

☎096-370-9180

【受付時間】10:00~17:00【定休日】日・祝

予約方法

②メールフォームにてご予約

予約状況確認ページ
最下部のメールフォーム
よりご予約ください。

予約状況
確認ページ
はこちら



③LINEでご予約

無料相談会公式LINEにて
ご予約できます!



一般社団法人 熊本県相続相談協会
☎096-370-9180

〒862-0941 熊本市中央区出水6丁目5番1号

営業時間 10:00~17:00 定休日 日曜・祝日

<https://www.souzokukumamoto.com/>



発 行 熊 本 市 役 所
編 集 / 制 作 株 式 会 社 鎌 倉 新 書
発 行 年 2024年10月作成